

# 天永の記録所について

## —記録所の設置目的—

下向井 龍彦

### 問題の所在

延久元年（一〇六九）後三条天皇が記録荘園券契所を置いて荘園整理令の執行機関として以降、白河院政期の天永、後白河親政期の保元、後白河院政期の文治と、あわせて四回記録所が開設された。従来、延久記録所はA荘園整理令の執行機関、天永記録所はB国司・荘園間の所領相論の審理機関、保元記録所はA・B両機能、文治記録所は朝廷の永統的民事訴訟機関と理解されてきたが、近年、院政期国家論への関心の高まりを背景に、記録所の訴訟機関としての側面を強調する研究が相次いでおり、また記録所の財政や流通への関与を中世国家のあらたな機能として重視する傾向もある。とくに最近では、鎌倉時代の朝廷訴訟制度の実態解明という関心から、文治記録所のその後の展開の研究がすすんでいる。

ところで七〇年代後半から八〇年にかけて、記録所の訴訟機能を重視する視角の影響を強く受けながら、棚橋光男氏と私は、院政期の訴訟制度の中心が、臨時に設置される記録所ではなく、太政官の公卿会議である陣定と太政官の事務処理機関である「官底」（弁官局文殿）であったことを明らかにした。そうなると記録所はなぜ置かれたのか、記録所の独自の機能は何か、ということがあらためて問われなければならなくなる。そこで五味文彦氏・上杉和彦氏らは、国衙荘園間の訴訟の増加によって弁官局の訴訟機能に限界が生じ、それを克服するために記録所を置いたことに画期的意義を見いだされた。しかしこの見解の難点は、なぜ記録所は永統せずに数年で解散し、限界に達しているはずの「官底」が相論審理機関として復活しているのが説明できない点である。相論審理機能を中心に据えたのでは記録所問題は解けない。

一方、七〇年代以降、荘園整理令研究がめざましく進展し

た。石井進・網野善彦氏は延久荘園整理令の目的が、たんに荘園を停廃することに眼目があったのではなく、荘園公領を問わず一國平均役を賦課するために荘園と国衙領の区分を明確にすることにあったことを明らかにされ、<sup>8)</sup> ついで市田弘昭氏は、平安後期の荘園整理令が焼亡した内裏の再建のための一國平均役<sup>9)</sup>造内裏役の賦課範囲を明確にするという具体的政策目的のもとに発令されたことを解明された。荘園整理令

が内裏造営を契機に発布されたのなら、記録所はいかなる契機で開設されたのか、という論点が当然提起されることになる。延久・保元・文治の記録所の場合、荘園整理令と対応しているが、天永の記録所の場合、いまのところ全国を対象にした荘園整理令は確認されていないので、記録所が荘園整理令に対応して設置されたという見解は登場していない（実はここに盲点があるのだが）。そこで福島正樹氏は、天皇の代初めなどに出される包括的政策である「新制」（延久・保元整理令も新制である）の執行機関として開設されたと主張され、天永にも新制が出されていることを確認された。<sup>10)</sup> また美川圭氏は、荘園整理令と同様、一國平均役賦課範囲を明確にする目的で開設されたと主張され、天永には造内裏役は賦課されていないが、伊勢神宮役夫工米が賦課されていることを指摘された。<sup>11)</sup> この二つの見解は、記録所の臨時的性格の説明を意図された点では評価できるが、院政期に発布されたすべての新制に記録所が開設されたわけではない、すべての一國平均役賦課に対応して記録所が開設されたのではないとい

う点で、説明に成功していない。問題は、なぜ延久・天永・保元・文治の場合のみ記録所が置かれたのか、である。

そこで記録所設置問題を、訴訟審理一般、荘園整理令一般、一國平均役賦課一般、「新制」一般と結び付けるのではなく、それぞれの記録所の特殊具体的な役割・目的は何だったのかという問題の立て方が必要になる。もちろん特殊具体的とはいつても荘園公領制の進展に対応する政策という点では一貫しているわけで、それぞれの記録所が置かれた段階で直面していた荘園公領問題は何だったのか、という王朝国家の荘園公領政策の観点からとらえなければならぬ。延久・保元・文治の場合、「寛徳二年以後之新立庄、或嫌<sup>12)</sup>僥倖地<sup>13)</sup>相<sup>14)</sup>博臆<sup>15)</sup>、或恣<sup>16)</sup>駢<sup>17)</sup>平民<sup>18)</sup>籠<sup>19)</sup>隱<sup>20)</sup>公田、或無<sup>21)</sup>定<sup>22)</sup>坪付<sup>23)</sup>一庄、或諸庄園所在領主、田畠惣数」の注進（延久）、「社領并神事用途」「寺領并仏事用途」の注進（保元）、「年中式日公事用途」の「式数」<sup>24)</sup>勘申（文治）と、固有の政策とそれを実行する作業チームの必要性をただちに想定できる。そうすると通説的理解に立つなら天永だけが異質の存在として浮き上がってしまったのである。天永の訴訟審理機関としての画期性の強調は、「官底」を中心とする訴訟制度研究の進展のなかで色あせてきたし、従来訴訟審理はしていないとされてきた延久記録所も荘園整理過程で発生した国衙荘園間の訴訟を審理していることが明らかにされている。<sup>16)</sup> たしかに天永記録所は、設置のさい「国司と本家の相論のとき検知する」という職務が与えられており（「中右記」天永二年九月九日条）、この記事から天永

記録所の画期性が強調されているのだが、奇妙なのは、その一方で、延久・保元の間にあつてその小規模性・消極性も強調されており、天永期を院政期訴訟制度確立の画期ととらえる研究者は誰もいないのである。

以上の研究史をふまえ、本稿では天永記録所設置を必然化した特殊具体的な政策は何だったのか、という課題を設定して検討を加えてみたい。そこで重要な指針を与えてくれるのが、石井進氏が指摘されながら、誰の注目を引くこともなかった、天永記録所と天永の伊勢太神宮領注進との関連性の問題である。<sup>18</sup> この問題を解明することによって、天永記録所だけでなく、延久から文治までの記録所設置の目的の個別性と一般性が明らかになる。

- 註(1) 橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 初出「日本歴史」二六一号 一九七〇年二月)、佐々木文昭「平安・鎌倉初期の記録所について」(『日本歴史』三五一号 一九七七年八月)
- (2) 大石直正「荘園公領制の形成と構造」(『日本史を学ぶ』2 中世 有斐閣 一九七五年一〇月)、佐々木前掲註(1) 論文、拙稿「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八号 一九八〇年五月)、五味文彦「荘園・公領と記録所」(『院政期社会の研究』山川出版社 一九八四年十一月)、上杉和彦「撰関院政期の明法家と王朝国家」(『史学雑誌』九五編一一号 一九八六年十一月)、同

「十一世紀の朝廷訴訟制度」(『人民の歴史学』一一〇号 一九九一年二月)、美川圭「院政における政治構造」(『日本史研究』三〇七号 一九八八年三月)、今正秀「院政期国家論の再構築にむけて」(『史学研究』一九二号 一九九一年六月)など。

(3) 大石直正「鎌倉幕府体制の成立」(前掲書)、福島正樹「中世成立期の国家と勘合制」(『歴史学研究』五六〇号 一九八六年一〇月)、同「平安後期の国家と財政」(『古代史研究の最前線』2 雄山閣 一九八六年一月)

(4) 堀内寛康「文治記録所の一考察」(竹内編「荘園制社会と身分構造」校倉書房 一九八〇年四月)、本郷和人「鎌倉時代の朝廷訴訟制度に関する一考察」(石井編「中世の人と政治」吉川弘文館 一九八七年七月)、永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度」(『年報中世史研究』一五号 一九九〇年五月)、玉井力「文治の記録所について」(『年報中世史研究』一六号 一九九一年五月)

(5) 棚橋光男「院政期の訴訟制度」(『中世成立期の法と国家』塙書房 初出「日本史研究」一九四号 一九七八年一〇月、「歴史学研究」四八三号 一九八〇年八月)、前掲拙稿註(2) 論文。なお、棚橋説と私見との相違点については拙稿「書評 棚橋光男著『中世成立期の法と国家』」(『日本史研究』二七二号 一九八五年四月)を参照されたい。

(6) 五味・上杉前掲註(2) 論文。なお上杉「十一世紀の朝廷訴訟制度」は主として前掲拙稿註(2) 論文を批判しながら論を展開されているが、①「権門間相論」を対象にしたもの

で朝廷訴訟制度の解明になっていないとの批判、②一一世紀中葉における相論裁定手続きの転換（太政官への提訴の集中、現場検証のための官使派遣）への反証の提示、③拙稿に對置させて一一世紀初頭における相論増加と史の権限強化という論点の提示、このいずれも説得力に欠ける。①について、拙稿は、長久の造内裏役賦課を契機とする国衙権門相論の増加を前提に立論し、国衙権門相論の場合にも基本的に適用されるものとして提示した。国衙権門相論の裁定手続きが拙稿でモデル化した手続きと異なることを提示されないかぎり、①の批判は成立しない。②について、提示された史料は、国衙領内所職をめぐる相論が国衙に提訴されている事例（一一世紀中葉以降）や論所実検とは異なる任務の官使派遣の事例（一一世紀中葉以前）であり、拙稿への反証にはなりえない。③のような顕著な傾向は検出できない。ここでは以上に

- とどめ、機会を改めて詳論するつもりである。
- (7) 前掲拙稿註(2) 論文の「記録所は、官文殿の『文書対決』・勘申事務を他の諸機能から分離独立させ、審理の合理化・迅速化をねらった機関である。・・・記録所は実質的に訴の受理、訴陳の媒介、審理から判決の布告まで一貫して行う訴訟専門機関だった」という指摘は、訴訟機能のみに目を奪われていた点において、一面的であった。ただし、組織・機能の特徴づけは次節で詳述するように間違っていないかった。
- (8) 石井進「院政時代」(「講座日本史」2 東大出版会 一九七〇年五月)、網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(「土地制度史1」山川出版社 一九七三年六月)。近年の研究では、

詫間直樹「延久度造営事業と後三条親政」(「書陵部紀要」四〇号 一九八九年三月)が注目される。

- (9) 市田弘昭「平安後期の荘園整理令」(「史学研究」一五三号 一九八一年九月)
- (10) 福島前掲註(3) 論文
- (11) 美川前掲註(2) 論文
- (12) 後期王朝国家の対荘園政策の基本的性格については、前掲拙稿註(2) 論文で一般的に論じたが、その後、市田弘昭「王朝国家期の地方支配と荘園整理令」(「日本歴史」四四五号 一九八五年)が、「寛徳二年以後」の新立荘園停止を命じる「官符」「宣言」を背景に行う国司初任検注(一國令)が後期王朝国家の一貫した対荘園政策であったことを詳論し、今前掲註(2) 論文は「加納」「籠作公田」停止が後期王朝国家を通じて一貫した対荘園政策であったことを明らかにした。なお、坂本賞三「荘園制成立と王朝国家」(塙選書 一九八五年六月)、詫間直樹「一國平均役の成立について」(坂本賞三編「王朝国家国政史の研究」吉川弘文館 一九八七年三月)、同前掲註(8) 論文も参照のこと。
- (13) 百卷本東大寺文書二十四号延久元年八月廿九日筑前国嘉麻郡司解(「平安遺文」一〇三九号)
- (14) 「兵範記」保元元年閏九月十八日条
- (15) 「玉葉」文治三年二月廿八日条
- (16) 美川前掲註(2) 論文。なお、美川氏が挙げられた事例は、荘園整理過程で提起された国衙・荘園間相論であるが、伊勢国曾祢庄田をめぐる醍醐寺と豊受宮前祢宜度会連頼の相論の

裁定宣言の発給が、記録所スタッフによって行われており(後掲表1参照)、記録所勤奏にもとづく裁定の可能性が高い(醍醐雜事記十二所収延久四年三月十三日官宣言「平安遺文」一〇七四号)。とすれば、延久記録所開設期間中に提起された相論の多くは、記録所で勅決された可能性が高い。

(17) 五味前掲註(3) 論文

(18) 石井進「天永二年の伊勢神宮領注進状」(『日本歴史』三三五号 一九七七年七月)

## 一、天永記録所の組織と運営

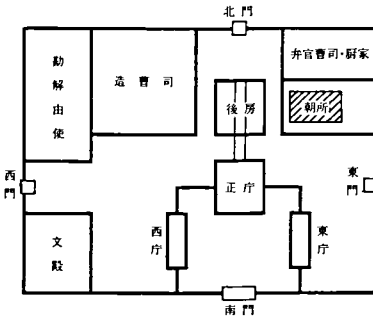
まず天永記録所の機構上の特徴を明らかにしておこう。天永二年(一一一一)九月三日、権中納言中御門宗忠は「中右記」に「参院、召御前、…其次庄園記録所上卿并弁可被置事被仰、帰家之後以書状申殿下了、屈天不能重奏也」(同日条)と記している。白河院は信任あつい宗忠を呼び出し、記録所上卿および弁を設置することにしたから上卿を務めるよう命じた。宗忠は、帰宅したあとその旨を関白忠実に報告するとともに、任務の重大さにしり込みしつつも、院の決意に圧倒されて辞退できない苦衷を「屈天不能重奏也」と結んでいる。記録所は白河院の強い意思によって設置されたのである。

天永記録所は、「藏人弁雅兼来仰云、庄園記録所上卿可奉行、弁雅兼、大外記師遠、大夫史盛仲、明法博士信貞可為

寄人、便仰左少弁了、是依延久例被仰下者」(同九月九日条)と記しているように、上卿―藏人弁―寄人で構成されていた。また藏人弁源雅兼が院から提示されたスタッフを宗忠に伝えているように、院はスタッフの人選も行った。院が選定したスタッフに対し、「中原師遠 候記録所、左少弁源雅兼伝宣、権中納言宗忠宣、奉勅、左大史盛仲奉之」(『地下家伝』巻二 大外記 押小路大外記)と、上卿宗忠が「延久例」にならって奉勅宣言で補任を伝えている。補任宣言の奉行弁・奉者(史)はともに記録所スタッフである。設置場所は、「今日庄園記録所事始也、以太政官朝所為其所」(同十月五日条)と、延久記録所と同様、太政官朝所(あいんどころ)とされた。それは太政官の食堂ホールともいべき空間であった(図1)。

従来の官司と異なる記録所の特徴は、寄人の評定によって統一見解を作成し、答申することである。朝所が記録所に宛てられたのは、食堂ホールが、寄人評定の場として好都合だったからであろう。朝所での評定には、「子件上卿、然而上卿不参彼所」とあるように上卿は加わらず、座

図1 記録所設置場所



二行、西座弁上首、弁半帖、東座客人五位以下、諸司兼居<sup>レ</sup>膳、三献了被<sup>レ</sup>下文書中九条前太政大臣家与<sup>二</sup>右京大夫家俊朝臣<sup>一</sup>相論文書等大略勘始<sup>二</sup>同上<sup>一</sup>と、客人たちが東西二列に对座し<sup>レ</sup>（西座は弁・史・外記、東座は諸道博士ら）、院から命じられた案件（文書）について審理（「勘注」）を行ったのである。客人には、大夫史・外記・明法博士・明経博士・文章博士ら、実務官人・学者たちが選ばれた。従来、天永記録所の客人は六人であり、保元記録所の十二人にくらべて小規模であったといわれてきたが、記録所始めの評定に出席したのが六人で、「余客人不参」とあるように（同上）、他の客人は欠席していたのである。こ

とさら小規模と強調する必要はない。この客人<sup>二</sup>専門家集団の評定によって統一見解を作成するところ<sup>一</sup>に記録所の独特の意義がある。<sup>4</sup>官問注の作法などから推察すれば、司会進行係は弁、文書を読み上げ、発言を筆録するのは史の役割だったであろう。<sup>5</sup>客人のなかには大夫史小槻盛仲と六位史友貞の二人が入っている（同上）。<sup>6</sup>評定の結果を記した文書が左にある「勘注状」である。

記録庄園券契所

勘注言上東大寺与<sup>二</sup>興福寺<sup>一</sup>相論伊賀国管名張郡内梁瀬  
中村矢川等村理非子細事、

東大寺所進

一通

興福寺所進

一通

寺文書  仍勘注言上、如<sup>レ</sup>件、

天

（中略）

法博士伯佐権介三善朝臣 （西也）

原朝臣

紀伊介清原朝臣

左大史兼算博士播磨介小槻宿祢 （盛仲）

周防権介藤原朝臣 （敦光）

主計頭兼外記助教播磨権介中原朝臣 （師通）

木工頭源朝臣

これには弁および評定に参加したすべての客人が署判している。この「勘注状」は史が書いて弁を経て上卿に提出され、上卿から「記録庄園券契所勘奏」というかたちで、弁と同一人物である藏人源雅兼を通して白河院に報告されることになるのである。

さて記録所が、上卿—弁—史という太政官政務処理スタッフを含み、かつ弁が藏人であるということは重要である。それは、記録所が案件を受理し、整理し、客人の評定にかけ、院の裁許を受け、記録所で裁定官符を作成し、発給するという、案件の一貫処理ができることを意味している。従来、「独自文書」を発給しているかないか<sup>7</sup>で、記録所の「自立性・独立性」が云々されてきたようであるが、記録所の右の側面こそ重視すべきであろう。このことを明快に示す実例が、東寺と丹波国司の大山荘をめぐる訴訟である。訴訟の内容ではなく、訴

訟進行過程と文書発給主体に注目して一連の文書を抄出してみよう。

A 左弁官下丹波国

応<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>国司言<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>子細<sub>上</sub>東寺領大山庄事

右、得<sub>レ</sub>彼寺今月十日解状<sub>一</sub>傳、……同被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>寺領<sub>一</sub>者、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>彼国司言<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>件子細<sub>上</sub>者、国宜承知、依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之、

天永三年九月廿三日

大史小槻宿祢

少弁源朝臣

B 応<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>東寺且進<sub>上</sub>上公驗正文、且弁<sub>申</sub>申子細<sub>上</sub>丹波国司

訴申寺領大山庄事

右、得<sub>レ</sub>彼国守藤原朝臣忠隆去年十二月廿三日陳状<sub>一</sub>傳、

去九月廿三日宣旨<sub>一</sub>傳、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>国司言<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>件子細<sub>一</sub>者、謹<sub>所</sub>請如<sub>レ</sub>件、抑就<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>状、倩案<sub>三</sub>事情<sub>一</sub>、……委細<sub>之</sub>趣、見<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>庁官人解状<sub>一</sub>者、左少弁源朝臣雅兼伝宣、權中

納言藤原朝臣宗忠宣、奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>彼寺且進<sub>上</sub>上公驗正文、且弁<sub>申</sub>申子細<sub>上</sub>者、

天永四年二月一日

左大史小槻宿祢 奉<sub>レ</sub>

C 太政官牒東寺

応<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>康和四年宣旨、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>国司妨、為<sub>レ</sub>寺領<sub>上</sub>丹波国  
字大山庄老处事、

在管多紀郡

四至

東限公田 西限刺山峯  
南限川 北限大山峯

右、太政官今日下<sub>二</sub>彼国符<sub>一</sub>傳、記録庄園券契所去八月十四日勘奏傳、彼寺解状云、……

国司陳状云、……

寺家重状云、……

引<sub>レ</sub>勘所進文書<sub>一</sub>之处、……然則件庄為<sub>二</sub>往古領<sub>一</sub>之上、康和宣旨可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>規模、早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>裁免<sub>一</sub>歟、……者、正二位行權中納言兼左兵衛督

藤原宗忠宣、奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>康和四年宣旨、停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>国司

妨、令<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>寺家領掌<sub>上</sub>者、国宜承知、依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之者、寺宜承知、牒到准<sub>レ</sub>状、故牒、

永久二年十一月廿六日 修理右宮城判官正五位下左大史兼算博士播磨介小槻宿祢

左少弁正五位下兼行木工頭源「朝臣」<sup>10)</sup>

Aは、天永三年九月十日の東寺解状をうけ、太政官が丹波国司に弁明を求めた九月二十三日奉勅問宣旨である。文書に記録所の文言はみえない。しかし官宣旨発給の上卿は記録所上卿宗忠であり、奉行弁は記録所弁の源雅兼、奉者は記録所寄人大夫史小槻盛仲である。Bでは、Aをうけて十二月二十三日付けで丹波国司が提出した陳状にもとづいて、太政官が天永四年二月一日、東寺に証拠文書の提出を要求して発給した奉勅問宣旨である。宣旨発給の上卿・弁・史はAと同様、記録所スタッフである。Cは、判決を伝える裁定官牒である。宛先が大寺院だから官牒であるが、同一の形式で国司宛てに

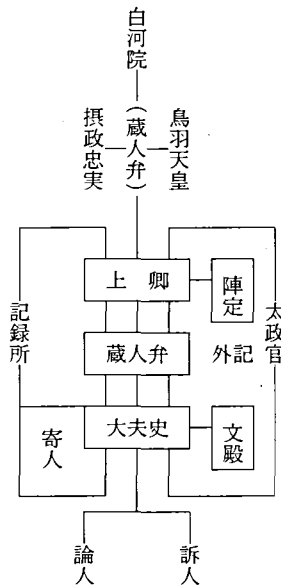
は事実書の冒頭にみえるように官符が出された。

Cから、記録所内部での審査の仕方がある程度推定できる。すなわち東寺の訴状・国司の陳状・東寺の重状が出そろった時点で、上卿宗忠が院奏を経て、両当事者が提出した文書を記録所に下し、記録所では審理（寄人の評定による「勸注」作業）の結論がでた段階で前記のような寄人連署の「勸注状」を作成して上卿に提出し、上卿から、八月十四日付けで蔵人弁を通じて白河院に奏上したのが事実書一（二行目にみえる「記録庄園券契所勸奏」ということになる。勸奏をうけた院は、院近臣に内々に諮問したり（院中沙汰）、陣定で審議させるなどして心証を形成し、院の指示によって記録所勸奏にもとづく裁定官符・官牒が十一月二十六日に丹波国司・東寺双方に下されたのである。発給の上卿・弁・史はやはり記録所スタッフである。

以上から、審理・院奏（勸奏）だけが記録所の業務ではなく、太政官の名において行う、訴陳状の受理、弁明を求める問宣旨や判決の裁定官符・官牒の作成・発給も、実質的には記録所が一貫して行ったことが明らかになった。記録所が、上卿―蔵人弁―大夫史を中心に構成されているのはそのためである。この過程は、勝訴した東寺が大山荘住人に通達した下文の「於公家経奏聞之処、以所常文書、被下記録所先了、即寺家申旨、理致顕然之由、勸注言上、随停止国司之妨、偏可為寺領之由、被下宣旨了」の文言に、簡潔に示されている。以上の天永記録所の特徴は、基本的には

延久・保元、さらには文治の記録所にも共通する。以上の検討を踏まえて記録所と太政官との関係を図解して示せば左のとおりである（ただし、相論審理の場合を想定して作図）。

図2 太政官機構と記録所の関係



つぎに天永二年九月に設置された記録所がいつまで活動したかであるが、いままた訴訟関係の官符宣旨の発給スタッフの変化によってある程度絞ることができる。表1をみると永久三年四月三十日の問宣旨から上卿は左大臣源俊房になっており、永久二年十一月二十六日以降三年四月三十日以前に記録所は解散したと考えてよい。したがって設置期間は、三年数カ月だったことになる。訴訟審理はふたたび弁官局「官底」が担当することになったのである。しかし、訴訟審理についていえば、表1にみるように、実務はかつての記録所スタッフ（弁・史）が担当しており、そもそも記録所史である大夫史小槻盛仲は、「官底」官文殿を統括する文殿別当であった。つまり記録所は、大夫史官文殿別当を介して「官底」



表1 延久および天永・永久期の荘園問題太政官文書

年月日	文書形式	宛所	論人	論所	目的	宣上上脚	奉行弁	奉者(史)	遺文
延久1, 10, 1	問宣旨	東寺	丹波国	寺領免田	免田本公験進上	源 経長	藤原隆方	小槻孝信	*
延久1, 10, 7	問宣旨	東大寺	大和国	万弓郷田畠	大和国解により子細弁申	源 経長	藤原伊房	小槻孝信	1040
延久2, 2, 20	裁定官符	感神院	—	山城国愛宕郡	記録所勘奏により領掌	源 経長	大江匡房	小槻孝信	1043
延久2, 7, 7	問宣旨	東大寺	美濃国	大井・茜部荘	国司弁申の加納子細言上	源 経長	藤原伊房	紀	1046
延久2, 7, 24	問宣旨	東大寺	美濃国	大井・茜部荘	桑島子細・免除宣旨進上	源 経長	藤原伊房	紀	1048
延久3, 6, 22	裁定官牒	栗勝寺	紀伊国	三上院田畠	記録所勘奏により免除	源 隆俊	大江匡房	小槻孝信	1058
延久3, 6, 24	裁定官符	摂津国司	正子内親王	正子内親王領	記録所勘奏により免除等	源 隆俊	大江匡房	小槻孝信	補11
延久3, 6, 30	裁定官符	美濃国司	東大寺	大井・茜部荘	記録所勘奏により免除	源 隆俊	大江匡房	小槻孝信	1060
延久4, 3, 13	裁定宣旨	醍醐寺	豊受官	伊勢国曾祢荘	前祢宣度会連頼妨の停止	源 隆俊	大江匡房	小槻孝信	1074
延久4, 9, 5	裁定官牒	石清水	—	荘園34箇所	記録所勘奏で領掌・停止	源 隆俊	大江匡房	小槻孝信	1083
天永2, 10, 12	問宣旨	東大寺	興福寺	伊賀国黒田杣	記録所対決に文書進上	藤原宗忠	源 雅兼	?	1756
天永3, 9, 23	問宣旨	丹波国司	東寺	丹波国大山荘	東寺解状に対し子細言上	藤原宗忠	源 雅兼	小槻盛仲	1773
天永4, 2, 1	問宣旨	東寺	丹波国	丹波国大山荘	国司の訴に対し公験進上	藤原宗忠	源 雅兼	小槻盛仲	1790
永久2, 11, 26	裁定官牒	東寺	丹波国	丹波国大山荘	記録所勘状で寺家領掌	藤原宗忠	源 雅兼	小槻盛仲	1811
永久3, 4, 30	問宣旨	東大寺	平正盛	伊賀国王麓杣	証文進上	源 俊房	源 雅兼	?	1829
永久4, 3, 14	問宣旨	東大寺	平正盛	伊賀国王麓杣	公験正文進上	源 俊房	源 雅兼	小槻盛仲	1851
永久4, 3, 18	問宣旨	東大寺	致妨輩	大和雑役免荘	進上公験	源 俊房	源 雅兼	小槻盛仲	1852

\*【東寺百合文書】マ函(『概説古文書学 古代中世編』)

(「文殿」)の文書保管・文書審理機能を包摂していたのである。記録所の閉鎖によって審理機能が「官底」へ移管したとはいえ、文書実務は連続していたのである。記録所停止で変わったことといえば、寄人による評定がなくなったことである。それでは記録所が解散したのはなぜか。私は、寄人の評定による集中審理を必要とする本来の任務が完了したからだと考える。では寄人の集中審理を必要とする本来の任務とはなんだっただろうか。

註(1) 石井進「天永二年の伊勢神宮領注進状」(前掲)

(2) 「兵範記」保元元年十月十三日条。なお「玉葉」文治三年二月五日条によれば、延久記録所では寄人は五人であつたらしい。

(3) 五味文彦「荘園・公領と記録所」(前掲)

(4) 今正秀「院政期国家論の再構築にむけて」(前掲)

(5) 拙稿「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(前掲)

(6) 東大寺文書四ノ七年未詳記録荘園券契所勘注案(「平安遺文」二九〇五号)。五味前掲註(3)論文はこの文書の作成年代を、天永三年七月から九月までの間に比定している。

(7) 佐々木文昭「平安・鎌倉初期の記録所について」(前掲)、五味前掲註(2)論文。五味論文は、勘奏の裁許への拘束力の有無、独自文書の発給の有無から、天永記録所の限定的・補助的役割と保元記録所の独立的で高い地位を対比的に強調している。

- (8) 東寺文書射天永三年九月廿三日官宣旨案（「平安遺文」一七七三号）
- (9) 東寺文書射天永四年二月一日宣旨（「平安遺文」一七九〇号）
- (10) 東寺文書無号之部永久二年十一月廿六日太政官牒（「平安遺文」一八一一号）
- (11) 五味前掲註（3）論文
- (12) 東寺百合文書井永久三年四月廿五日東寺政所下文（「平安遺文」一八二二号）
- (13) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」（「平安貴族」平凡社選書一九八六年 初出「岩波講座日本歴史 古代4」岩波書店一九七六年）は、延久記録所の上卿・弁を記録所勸奏にもとづく裁定官符（表1）の宣下上卿・奉行弁から解明されたが、以上の分析は橋本氏の手法に示唆を得た。
- (14) 曾我良成「官務家成立の歴史的背景」（「史学雑誌」九二編三号 一九八三年三月）、拙稿「官底」（「ことばの文化史」中世4 平凡社 一九八九年八月）、

## 二、天永記録所の設置目的

通説では、天永記録所の設置目的は、国司・権門間の訴訟審理であったといわれてきた。この通説に対して以下のような疑問を投げかけることができる。第一に、他の記録所が、権門寺社あるいは諸官司から一斉に提出させた文書の集中審

議機関として設置されたのと、設置目的がまったく違うことをどう説明するか。第二に、訴訟機関として設置したというのなら、わずか三年で解散した理由をどう説明するのか。解散した永久二、三年の時点で、国衙荘園間相論が減少するような状況が現出したとは思えない。第三に、天永記録所の正式名称は「記録荘園券契所」であり、この名称から、天永の場合も提出させた荘園文書の集中審理が想定されなければならないのではないか。

第四に、実例をみるに、訴訟審理には寄人の全員が参加しているのではないようである。伊賀国黒田荘をめぐる東大寺と興福寺の相論において「以三両寺解状并調度文書等、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>記録所<sub>一</sub>之処、大内記兼文章博士藤原朝臣一人先被<sub>二</sub>勸申<sub>一</sub>」<sup>(2)</sup>というように、はじめ文章博士藤原敦光一人が勸申しているし、天永二年十月五日の記録所始のさいの九条前太政大臣家と右京大夫家俊の相論勸注でも、参仕した寄人は大夫史小槻盛仲・六位史友貞・大外記中原師遠・明法博士三善信貞・勸解由次官藤原行盛の五人であり、「余寄人不参」ということであった（「中右記」）。前掲年未詳記録荘園券契所勸注状の署判者は、右の五人に文章博士藤原敦光を加えた六人である。このように少ない人数で相論勸注を行っていることは、記録所寄人評定にとつてそれが主要な問題ではなかったことを示しているのではないか。記録所にとつて訴訟審理は、あくまで副次的機能でしかなかったのではないか。

そこで他の記録所との一貫性を念頭において、天永記録所

本来の任務は何だったのかを明らかにしなければならない。

## 2

さて石井進氏は、天永二年十二月十八日付けで太政官に提出された伊勢神宮領注進状の存在を明らかにされ、「(天永二年の伊勢太神宮領)注進状の作成と(天永)記録所の設置との関係についての名証はない。だが……この文書の作成が、記録所設置後三ヶ月の十二月十八日であることは、时期的にみて両者間の関連を暗示している」と指摘され、天永の太神宮領注進状の位置づけについては「まったく今後の課題である」と述べられた。その後、この貴重な示唆は顧みられたことはないようであるが、小論にとっては決定的に重要な示唆であり、小論の構想も、石井氏の指摘に導かれながら組み立てたものである。左に掲げるのが石井氏によって紹介された天永二年神宮領注進状である。

### 二所太神宮神主

依三言旨次第下知旨、重注進諸国神戸御厨立券年紀并

四至田畠本数及供祭物物等事

### 一伊勢国以下略之

### 一志摩国

坂手御厨以下略之

### 国崎神戸

国崎貢進

東限海 南限奈久佐浜

西限山 北限一松并輜轡埜

### 田捌段二百四十歩 畠

供祭物、内宮方、毎年三度御祭由貴御饌料、水取炮井七束、玉貫炮井七束、甘搔炮百井束、栄螺百井束、津布十二籠、荒蛸十二籠、塩六斤、直会料炮六束、又六節御贄、定丁部十人、度別鯛十隻、炮五十具、栄螺五十具、所<sub>二</sub>供進<sub>一</sub>也、

外宮方、三度御祭由貴御饌料、水取炮井一束、玉拔炮井一束、甘搔炮百井束、津布十二籠、荒蛸十二籠、塩六斤并二宮朝夕御饌勸料、定丁部井人、備<sub>二</sub>進魚貝<sub>一</sub>、又六節御贄同<sub>二</sub>内宮<sub>一</sub>矣、

石井氏は「徴古文府」二に収録されたこの文書が、伊勢太神宮領注進状の一部、国崎神戸に関する部分の抜書であり、「国崎神戸古文書写并図」(御巫清直氏所蔵本の転写本、東大史料編纂所架蔵 2071, 56, 7) 所収同文書の最初に「二宮供進御厨御園神戸嶋之事<sup>天永二年</sup>」、「増補 国崎神戸誌」(昭和十年二月 国崎漁業組合) 所収同文書の最初にも「二宮供進御厨御園神戸島々事 天永二年」とあることから、この文書が天永二年に作成されたものであることを考証された。そして「平安遺文」四六七一号に採録されている、「元永二年十二月十八日豊受太神宮松山御厨注進状案」の内容が、まさに「諸国神戸御厨立券年紀并四至田畠本数及供祭物等」について順を追って記載していることから、年紀の「元永」は「天永」の誤写と断定され、本来は国崎神戸の伝来文書と同一の

注進状の一部の抜書であつたと推定された。こうして天永二年の伊勢神宮領注進状の作成時点が十二月十八日であつたことが明らかになつた。石井氏は以上の考証を踏まえて、天永二年の記録所設置と伊勢太神宮領注進との関連性を示唆されたのである。

ところで天永二年太神宮領注進状は、「宣旨次第下知旨」によつて「諸国神戸御厨立券年紀并四至田畠本数及供祭物物等事」を注進したものであるが、この文言は、延久荘園整理令の「諸莊園・所在領主・田畠惣数」の注進令、保元荘園整理令の六・七条の「社領并神事用途」「寺領并仏事用途」の注進令とよく似ている。つまり伊勢太神宮領注進令は伊勢太神宮領御厨整理令にほかならない。このようにみれば、他の記録所が、その時期発令された集中審理作業を伴う荘園整理令の執行機関として設置されたのと同様に、天永の記録所を、伊勢太神宮領の集中審理を伴う太神宮領整理令の執行機関として設置されたととらえる道が開かれることになる。そこで、太神宮領整理令と天永記録所の関連をもつと追究してみよう。

3

白河院政期の伊勢太神宮領政策については、建久三年（一九二）八月の太神宮領注進状の、

已上件神戸・御厨等、依<sub>レ</sub>康和三年八月廿一日 宣旨<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>建立年限、四至・田畠本数、注供祭物<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>數<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>処、

永久三年六月十七日被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>了、其子細見<sub>二</sub>嘉承三年七月廿九日神宮注文并永久 宣旨<sub>一</sub>、仍副<sub>二</sub>進<sub>レ</sub>之、

という記載によく示されている。これまで述べてきた天永二年十二月十八日伊勢太神宮領注進状は「重注進諸国神戸御厨立券年紀并四至田畠本数及供祭物物等事」とあるように、二度目の注進であつたが、第一回目の注進は、康和三年（一一〇八）〇一（八月二十一日）宣旨で命じられ、嘉承三年（一一〇八）七月二十九日に提出された。康和三年八月宣旨の「建立年限・四至・田畠本数・供祭物<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>數<sub>一</sub>」という文言は、天永二年の文言と基本的に同一であり、伊勢太神宮領整理令が最初に出されたのは、康和三年八月だつたことになる。この注進令にもとづいて七年後の嘉承三年七月二十九日に太神宮から太神宮領注文が提出された。奇妙なのは注進令から七年もたつてようやく注進状が提出され、提出後もただちに集中審理をはじめることなく放置されていたことである。その理由は石井氏も指摘されていることであるが、建久三年注進状に「爰去寛治・保元・長寛之比、依<sub>レ</sub>宣旨<sub>レ</sub>度々雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尋問、掛畏<sub>二</sub>所太神宮御饌間事、頭露有<sub>レ</sub>恐、嚴重異<sub>二</sub>于諸社<sub>一</sub>之故、不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>注申<sub>二</sub>之<sub>レ</sub>旨具也」と、過去何度となく「二所太神宮御饌」に関する「相折帳」の提出要求を拒絶してきたことからもうかがえるように、注進状の提出を渋っていたのであろう。そして提出してからも整理基準などをめぐつて太神宮との間で合意に達することができず、整理作業すなわち注進状の集中審理をはじめることができなかったのではないか。嘉承三年太

神宮領注進状の三年後の天永二年九月、記録所が設置され、記録所が置かれて三ヶ月後、二度目の太神宮領注進状が提出された。白河院は、太神宮と折衝し、基本的に太神宮の満足できる基準で整理作業を行うことを約束して、重ねて太神宮領の注進を求めたのであろう。その間、太神宮領注進状に記載された個別御厨・御園の集中審理を行う作業チームとして、記録所が開設されたのである。

記録所が開設されて一年半が経った天永四年閏三月、源師時は次のように記している（「長秋記」九日条）。

頭弁参<sub>レ</sub>左府、申云、来十八日公卿勅使可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>奉行<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>、明日可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>定、於<sub>二</sub>日時勘文<sub>一</sub>者、於<sub>二</sub>所方<sub>一</sub>勘<sub>レ</sub>之可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之由、所<sub>レ</sub>存思給<sub>レ</sub>也、又天仁二年以往伊勢太神宮勘<sub>レ</sub>申御厨停止子細、官可<sub>レ</sub>勘注<sub>レ</sub>之由、有<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、御答云、奉幣事可<sub>レ</sub>奉行、但<sub>二</sub>日時<sub>一</sub>者、猶上卿可<sub>レ</sub>勘<sub>レ</sub>之由、所<sub>レ</sub>存也、先例如<sub>レ</sub>此、於<sub>二</sub>御厨事<sub>一</sub>者<sub>（カ）</sub>事也、賜<sub>二</sub>宣旨書<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>下也、於<sub>レ</sub>弁上臈奉行可<sub>レ</sub>宜、便貴下可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>奉行<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之者、頭弁申云、日時事兩例共存、上卿令<sub>レ</sub>勘申<sub>レ</sub>給何事候哉、御厨事可<sub>レ</sub>随<sub>レ</sub>仰者、

他に関連する記事がないので解釈しにくい<sup>7)</sup>が、おおよそ次のような内容である。頭弁藤原実行が左大臣源俊房のところへ行<sub>レ</sub>つて、天仁二年（一一〇九）以前に国司が停止した太神宮御厨の停止理由を「官」（官底<sub>二</sub>文殿<sub>一</sub>）に勘注するようにとの「宣旨」がありました、と報告したところ、左大臣は、御厨問題は「大事」であるから、「宣旨書」を下すべきである。

弁は上臈が奉行するほうがよいので貴殿が奉行すべきである、と答え、頭弁は、仰せのとおりに致しましょう、と述べた。ここでいう「宣旨」「宣旨書」は白河院の意思に発した「院宣」であろう。またすでに記録所が設置されているのに、官底<sub>二</sub>文殿<sub>一</sub>に勘申させているのは、「官底」に保管されている個別御厨停止を命じた天仁二年以前の裁定官符宣旨案を資料にしなければ、停止理由を勘申できなかったからであるが、なぜ白河院はこのような停止理由の勘申を求めたのであろうか。

寛徳・延久以来の荘園整理政策にそって、国司は、「初任例状官符」「新宣旨」にもとづき、「前々司之時下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>彼国所在神領七ヶ所<sub>一</sub>之刻、<sub>（カ）</sub>と、「起請」以後の新立御厨を次々に停止してきた。停止の見直し時点とされた天仁二年といえれば最初の太神宮領注文が提出された嘉承三年の翌年である。したがって天仁二年以往に停止された御厨は、神宮が復活要求する意思があるなら嘉承三年注文中に記載しうるのである。そこで次のように考えることができるであろう。すなわち、白河院の命を受け、記録所で嘉承三年注文と天永二年注文中の集中審理を始めたが、両注文には、国衙が「起請以後」の新立御厨と称してすでに停止した御厨の多くが記載されており、そのすべてを停止したら太神宮の猛烈な反発が予想される。そこで白河院は記録所に対し、新立を理由に国司が停止した太神宮領を一定程度復活させる方向で審理するよう命じたのだと考える。そのために、官底<sub>二</sub>文殿<sub>一</sub>

命じて、天仁二年以前の裁定官符宣旨案を資料に個別御厨の停止理由を勘申させたのであろう。たとえば承暦四年（一〇八〇）に国司によって停止された遠江国尾奈御厨は、建久注文に、永久三年宣旨に登載された「往古神領」の一つとして登場する。嘉承三年か天永二年の注進状に登載され、集中審理の過程で復活が認可されたものであろう（『帥記』承暦四年五月八日条）。

なお、この白河院の指示の十日後、白河院の発議で「新制」が出されたが、院の仰せを受けたのは、記録所上卿の宗忠であった（『殿暦』天永四年閏三月十九日条）。内容は不明ながらこの「新制」には太神宮領問題も含まれていたかも知れない。

このような曲折を経ながら永久三年（一一一五）六月十七日太神宮領の存廃を決定した宣旨が出され、太神宮領は確定するのである。ここで確定された荘園は「往古神領」として無条件の領有権が認められ、建久三年注文でも成立過程とその根拠をいちいちあげなくても、「嘉承注文」と「永久宣旨」に記載されていることを指摘するだけで承認されたのである。そしてこの宣旨が出される数カ月前に天永記録所は解散している。天永記録所は、このように、第二次太神宮領注文が提出される直前に設置され、太神宮領を確定する宣旨が出される直前に解散したのである。太神宮領注文に記載された太神宮御厨の集中審理が、同時期に活動していた記録所ぬきに行われたとは到底考えられないことから、天永記録所は、

伊勢太神宮から注進されてきた太神宮領注文の集中審理を行うための作業チームとして開設されたと考えなければなるまい。宣旨発給のまえに解散したのは、集中審理作業という任務を最終的に完了したからである。それではなぜ、開設に当たって、白河院は、真の意図を宗忠に告げず、相論審理のためだといまいにしたのだろうか。それは、白河院や公卿が太神宮問題を話題とするとき、しばしば「非<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>其恐<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>謝申<sub>一</sub>歟」（『帥記』承暦四年五月八日条）、「密々被<sub>レ</sub>仰云」  
「甚<sub>レ</sub>恐思」（『中右記』元永元年正月十五日条）、「密々相尋云」（同保安元年六月二十八日条）とみえる、太神宮に対する畏怖と関係するであろう。白河院といえども、伊勢の神罰を恐れる公卿にあらさまに太神宮領問題担当上卿を務めよと言ふことはばかられたのではないか。

註（1） 東寺文書無号之部永久二年十一月廿六日太政官牒（『平安

遺文』一八一—号）、東大寺文書四ノ七年末詳記録荘園券契所勅立案（『平安遺文』二九〇—五号）

（2） 天永三年九月日伊賀国黒田荘勸注状（『平安遺文』一七七—六号）

（3） 石井進「天永二年の伊勢神宮領注進状」（前掲）。石井氏は、その後「日本歴史大系1」（山川出版社 一九八四年）第三編第三章第四節「白河院政から鳥羽院政へ」において「白河上皇の主張にもとづいて、延久の例にならった記録荘園券契所が設置されたが、ここでは新たに国司と本所、あるいは本

所相互間の訴訟を勸決する機能が加えられ、記録所の役割はいよいよ重要になった。この年の末、宣旨によって伊勢神宮領の諸国の神戸御厨の立券の年次や田畠の面積、貢納物などをいちいち注進したことを思えば、この記録所もまた右の機能の他に諸本所の荘園の文書の審査にあたった可能性が高い」と記しておられる。

- (4) たとえば五味文彦「前期院政と荘園整理の時代」(同「院政社会の研究」山川出版社 一九八四年)は、本稿と同じく石井論文で紹介された天永二年太神宮領注進状をも利用して当該期の伊勢太神宮領問題を取り扱っているが、「白河院は荘園整理政策を全く放棄したわけではないが、荘園を広く認める方向へと転換していった。天永二年に置かれた記録所の主たる仕事が荘園領主と国司の相論であった点においてもそのことは明らかである」と、石井氏が指摘された天永記録所と太神宮領注進状の關係については顧慮されていない。なお五味氏は、白河院政後期から荘園整理政策が放棄された例証として永久三年宣旨をあげているが、永久三年宣旨自体、太神宮領整理令の成果であり、荘園整理政策の継続の端的な表現とみるべきである。荘園整理政策の半面は、基準をクリヤーした荘園領有の国家的保障政策でもあり、荘園整理政策の継続が荘園公領制を成熟させていくのである。なお今正秀「院政期国家論の再構築にむけて」(前掲)は、白河院政後期(鳥羽院政期)荘園整理政策放棄論を的確に論破している。
- (5) 「増補 国崎神戸誌」は「天永二年ノ古文書 此写シハ国崎所蔵ノ古文書中最古ノモノナリ、専ラ国崎神戸ニ関スル部

分ヲ抜抄シテ他ノ記事ヲ省略シタルハ遺憾ト云フベシ」と解説しているという(石井前掲註「3」論文)。

- (6) 『神宮雜書』所收建久三年八月日伊勢太神宮神領注文(鎌倉遺文)六一四号)

- (7) 『大日本史料』(第三編之十四)一二九頁の編者註は「本条ノ顛末、詳ナラズ」とする。

- (8) 陽明文庫所蔵兵範記仁安四年夏卷裏文書年欠官宣旨(平安遺文)四八四九号)。

### 三、伊勢太神宮領整理令の背景

—伊勢太神宮領の拡大と相論の増加—

本節では、なぜ十二世紀初頭に太神宮領整理が政策課題として提起されたか、という問題について考えてみたい。まず十一世紀後半の伊勢太神宮領と国衙との相論の特徴を具体例をとおしてみよう。承暦四年(一〇八〇)五月八日の陣定は伊勢太神宮と遠江国司との相論が議題であった(『帥記』承暦四年五月八日条)。伊勢太神宮司の訴状は「遠江守源基清が尾奈御厨を停止し三十余町の作田を刈り取ったとき、『浜名本神戸田』を刈り加えた」というものであった。それに対する国司の陳状は「尾奈御厨は『起請』以後に建立したもので、前司藤原為房もいったんは停止したが、任終年に誰かの要請を受けて免判を出したにすぎないものである(したがって停止は当然)。それでも太神宮側が『免除之理』があると

いので、「検田島」をするため現地に行ったところ、住人はことごとく逃去していた。そこでしばらく住人宅を基地に検田したが、太神宮側がそのとき「内財雑物」を掠められ住宅を焼亡されたと訴えているのは、まったくでたらめである（「事有<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>」）。どうして雑物を掠取したり一屋を焼亡したりすることがあるのか（事実無根である）。また太神宮側が「本神田」が刈り加えられたと訴えたので、ただちに返還した」という内容であった。陣定では国司陳状に「理」ありと判断したが、「本神戸田を刈り加えたのはおそれおおいことだから謝罪すべきだ」という意見がだされた。公卿達は神宮の訴えに神経を使っている。

十一世紀末から十二世紀初頭、駿河国司が「宣旨」にことよせて国内神領七ヶ所を停止したとき、大津・小杉の両御厨は除外されたが、その二代後の国司のとき「新宣旨」にことよせて小杉御厨の住人沙弥寂念を召籠め「官物」弁済を約束する請文を責め取ったので、太神宮は小杉御厨の収公を解除するよう太政官に訴え、国衙との間で相論になった。<sup>2)</sup>

嘉保元年（一〇九四）十一月十一日、伊賀国司は次のように太政官に訴えた。<sup>3)</sup>八〇〇町に達する伊勢太神宮神民と東大寺寄人らの出作公田に官物を賦課したところ、それぞれ「本所之威勢」を募って「官物」を弁済しようとしなかった。「起請」によれば「寛徳二年以後の」新立庄園「は停止せよとあるが、新任国司ではどうすることもできない。そこで「宣旨」を出作等に下され、「宣旨」の権威によって「官物」を

徴納したい。それに対し太政官は、十二月十七日、伊賀国宛てに太神宮神民と東大寺の「出作」から段別六斗の所当官物を弁済させるようにとの「官宣旨」を下した。ついで永長二年（一〇九七）二月二十九日にも、伊賀国に「官使」を派遣して伊勢太神宮神戸出作と東大寺領玉瀧黒田両荘本免四至外出作公田を停止し、作田官物を徴済させる宣旨が出されたが、そのとき示された太神宮神戸田の田数は「本免六十六町七段二百歩」に対し、「出作公田五百余町」に達していた。<sup>4)</sup>

以上の事例から、寛徳以後（とりわけ延久以後）、伊勢太神宮領においても一般の権門寺社と同様に、新任国司が「宣旨」「新宣旨」を背景に、神民らの開発・寄進によって激増した「御厨」「出作公田」を「起請以後新立庄園」と認定して停止・官物徴済の標的にし、それに対して神民は太神宮の「威勢」「神罰」を背景に、官物対捍・訴訟闘争を展開するという状況が一般化していたことがわかる。太神宮領でも、「起請以後」の新立庄園停止、「出作」からの官物弁済という荘園整理政策の原則が、国司と太神宮神民との暴力行使をも伴う係争地争奪戦となって展開されていたのである。

太神宮領問題の特殊性は、皇祖神の神威にある。たとえば遠江国司源基清のように、「陣定」で「理」ありとされながら太神宮に謝罪することを要求されたり、神民の強訴によって解官・配流という厳しい処分をうけることもありうる。このようななかで太神宮が獲得した強力な武器は、太神宮の訴えに繋る者は、恩赦が出ても許されないとの特権である。<sup>5)</sup>



表2 神社の訴えに繋る者の除外規定をもつ赦

赦の日付		典拠	赦の日付		典拠	赦の日付		典拠
治暦1, 10, 18	○	扶桑	康和1, 8, 28	○	世紀	元永1, 3, 19	●	中右
3, 2, 25		狩野	3, 3, 29		殿暦	1, 4, 3	●	"
4, 3, 28		扶桑	4, 7, 21	●	朝野	保安1, 4, 10		"
延久1, 11, 24		史料	5, 6, 3	●	中右	1, 6, 28		"
2, 22, 7	○	朝野	5, 7, 25	●	狩野	3, 6,		御産
5, 3, 18		狩野	長治1, 2, 10	●	中右	天治1, 4, 17		"
承保1, 9, 7		"	2, 3, 24	●	"	1, 12, 28		中目
2, 10, 21		"	2, 12, 19	●	"	2, 5, 24		御産
承暦1, 5, 4		朝野	嘉承1, 4, 9		永昌	大治1, 1, 17		中目
1, 8, 16		水左	2, 7, 6	●	中右	1, 1, 22		永昌
1, 11, 17		帥記	2, 11, 29		続文	1, 11,		
3, 12, 30		扶桑	天仁1, 10, 6	●	中右	1, 12, 28		中右
4, 12, 24		水左	2, 6, 17	●	殿暦	4, 1, 7		狩野
永保1, 2, 10	○	"	天永1, 5, 11	●	狩野	4, 6, 7		中右
応徳1, 2, 7	○	永昌	1, 7, 13		改元	4, 7, 19		"
寛治2, 11, 20		朔旦	1, 8, 17	●	殿暦	5, 7, 2	●	"
3, 1, 7	○	狩野	2, 9, 23	●	中右	5, 10, 25	●	"
4, 9, 25		中右	3, 4, 17	●	"	天承1, 1, 29	●	改元
嘉保1, 6, 5		"	3, 9, 25	●	"	1, 7, 8		永昌
1, 12, 15		狩野	永久1, 1, 7		狩野	長承1, 3, 13		中右
2, 9, 21	●	中右	1, 6, 23		殿暦	1, 8, 11		
永長1, 8, 2	●	狩野	1, 7, 13		改元	1, 10, 7		中右
1, 12, 17		中右	1, 9, 7		殿暦	3, 2, 17		長秋
承德1, 11, 21		"	2, 11, 29		大記	保延1, 4, 22		中右
康和1, 7, 25	●	世紀	5, 3, 12	●	狩野	1, 4, 27	○	長秋

本表は、佐竹昭「平安中・後期の赦について」(『地域文化研究』9巻)に掲載された表「赦文一覽」をもとに作成した。典拠の略称も佐竹論文表に拠った。○は神社一般、●は伊勢を特定したもの。

たとえば天永記録所設置の直後の天永二年九月二十三日に出された非常赦において(『中右記』)、

公家依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御慎<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>非常赦<sub>一</sub>、但触<sub>二</sub>伊勢大神宮八幡宮訴<sub>一</sub>者、非<sub>二</sub>赦限<sub>一</sub>者、如<sub>レ</sub>此事多可<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>其年例<sub>一</sub>之由、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>也、  
 依<sub>二</sub>天仁二年例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>行者、  
 とみえるごとくである。表2からわかるように、このような除外規定の初見例は、新立荘園停止政策が強力に進められるようになった十一世紀後半の治暦元年(一〇六五)であるが、急増するのは、前記の遠江国司源基清が訴えられた翌年の永保元年(一一八一)二月十日辛酉改元赦からである。さらに注目したのは、康和三年八月の太神宮領注進令<sub>二</sub>太神宮領整理令<sub>一</sub>の前年から嘉承三年七月注文・天永二年十二月重注文の提出の翌年

にいたる期間は、毎年のように赦の適用から伊勢太神宮に訴えられた者を除外するという規定が、赦文に盛り込まれている。この除外規定がたんなる形式的文言ではないことは、佐竹氏が指摘されたように、赦文作成にあたって「或伊勢、或八幡訴、宮闕放火者、如此輩ハ只当<sub>レ</sub>其時<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>」左大臣不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>神社訴<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>」（『中右記』永久元年七月十三日条）、「今度無<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘者<sub>レ</sub>歟、是近日神社訴申依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>大事也<sub>レ</sub>」（『中右記』保安元年六月二十八日条）など、実際に神社の訴えによって係争中の場合にかぎって除外文言を入れるといっていることから明らかである。

このことは、第一に、十一世紀八〇年代以降、御厨停止・「加納」「出作」収公をめぐって太神宮が国司を訴える相論が統発してきたことを意味するとともに、第二に、多くの国司は赦に会えないリスクを犯してまであえて太神宮の「新立莊園」「出作」の停止・収公の挙に出ることをためらうようになっていく危険性をはらんでくる。たとえば後年、国司から永久三年宣旨にもとづいて「神戸治開田」を「加納」と認定され停廃されたことに對し、尾張国神戸司は、「治曆以後代々国宰」は「宣旨」を申請して「新立所々并加納」を停廃してきたにもかかわらず（いわゆる一国令<sub>レ</sub>国司初任檢注）、「神戸治開田」を停廃の対象にしたことは一度もない、と抗議している。この事実は、右の状況を物語るものである。それはさらに神宮領のとめどもない拡大に歯止めを失っていくことにつながる。白河院とブレインたちはその危険性を察知

し、太神宮領整理令を立案し、太神宮領を保証するとともに無制限の拡大を抑制しようとしたのだと推定される。赦の除外文言からみるなら、ちょうど太神宮領の注進が命じられた康和三年前後から審理作業が本格的に進められていたはずの天永三年にかけて、太神宮による訴訟がピークに達していたことになるが（表2）、集中審理作業の進展を知っている太神宮が、審理作業が完了するまでにできるだけ御厨・加納が停廃されるのを阻止するために訴訟を提起していたのではないかとさえ想像される。

註1）中世伊勢太神宮領の形成過程については、網野善彦「莊園公領制の形成と構造」（前掲）、棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」（前掲書所収）、村岡薫「伊勢神宮における神人強訴の一考察」（『中世の政治的社會と民衆像』所収 三一書房 一九七六年六月）、勝山清次「伊勢神宮伊賀神戸の変質と御厨・御園の形成」（『三重県史研究』二号 一九八六年三月）など。

（2）陽明文庫所藏兵範記仁安四年夏卷異文書年末詳官宣旨（『平安遺文』四八四九号）。この史料の作成年代について五味文彦「莊園・公領と記録所」（前掲）は、祭主大中臣親定の祭主在任期間（『公卿補任』）から、寛治五年（一〇九一）十二月九日から天永二年（一一一一）十二月二十六日までと推定された。

（3）根津美術館所藏文書嘉保元年十二月十七日官宣旨（『平安遺文』一三三六号）

(4) 東大寺文書四ノ四天仁二年九月二十六日官勸状案(平安遺文)一七一〇号)

(5) 「出作」「加納」の語義については、坂本賞三「荘園制成立と王朝国家」(前掲) 参照。

(6) 以下、伊勢太神宮に訴えられた者が赦から除外される規定の理解については、佐竹昭「平安中・後期の赦について」(『地域文化研究』九号 一九八四年二月) に全面的に負っている。氏の研究に依拠することなしには、ここまで内容をふくらませることはできなかった。なお、稲葉佳代「平安後期における神社について―赦の除外文言を中心として―」(『年報中世史研究』一一号 一九八六年五月) も参照。

(7) 「史料大成」は「今度無被物敷、…」とするが、佐竹昭氏が前掲註(6) 論文で本文のように訂正された。

(8) 近衛家本知信記天承二年卷裏文書永久四年十月七日二所太神宮重申状(平安遺文)一八六〇号)

#### 四、伊勢太神宮領整理令の効果

白河院が天仁二年以前に停止した御厨の再審理を命じた天永四年(永久元年) 閏三月から太神宮領が確定した永久三年にかけては、伊勢太神宮からの訴訟は提起されておらず、その後急激に除外文言は減少していく(表2)。太神宮は訴えをひかえるようになったのである。太神宮は永久三年宣旨をある程度満足をもって受容したのである。太神宮が受容したのは、必要とする「供祭物」(神事用途)を調達しうるだけ

の神領が保障されたからであろう。<sup>1)</sup>

とはいえ、嘉承注文・天永重注文に登載された御厨の中でも、天永記録所の整理作業によって停廃されたものもかなりあった。永久四年、尾張国所在太神宮領について二所太神宮神主が祭主に訴えた内容は、新任国司源師俊が永久三年宣旨で停止が決定された「加納」「散在神民私領」を収公したことによって発生した相論であろうと思われる。永久三年は国司高階為遠の任終年にあたり、公文完済を期すために停止・収公をひかえたのであろう。だが新司師俊は、永久三年宣旨にもとづき本免五百余町・新免二百余町だけを免除し、従来免除されてきた神戸四至内治開田五百四十町を「加納」と認定し、在庁官人郡司等に命じて「往古四至傍示」を破棄させ、新たに「神戸最中」を割いて「国領堺」を立て、また従来「国例」により「国役」を免除されてきた「散在神民私領」(多くは相伝私領ではなく、他国人々が領知しているという)を「改易」した。この処分によって「神領神民」が「騒動」し、「六月御祭」の「供祭物」が不足したという。かかる「神領神民騒動」をうけて「神戸司并治開田預安倍守富」は、治暦以後代々国司は宣旨にもとづいて新立荘園加納を停止してきたが、「神戸治開田」を停止の対象にされたことはないし、それを「加納」と称するのはまったくの「無実」であり、「神民私領」も「国例」や「勅符」によって従来「国役」を免除されてきた、と二所太神宮神主に訴えた。それを神主は祭主に言上したが、祭主は再度の言上を要求するとともに、「被

仰下「状并所々目録」を副え下した。この「被<sub>レ</sub>仰下<sub>二</sub>状并所々目録」こそ、太神宮に下された永久三年宣旨と、宣旨で確定された尾張国神領目録であろう。すなわち祭主は、この相論を永久三年宣旨の方向で決着をはかろうとしているのである。国司源師俊は元永二年（一一一九）十二月十五日まで四年間任期いっぱい在任しており、この相論で処罰された形跡はないが、永久五年三月十二日の非常赦で伊勢が除外文言に加えられているのは、この相論も関係しているだろう（表2）。また、この相論から、伊勢太神宮領整理の基本原則が、「新立荘園」および「加納」の停止であったことが判明するとともに、永久三年宣旨を背景に国司がそれまで手が付けられなかった太神宮領「加納」「神民私領」を厳しく停廃している様子がうかがわれるのである。

なお、永久五年には太神宮神人が鎌田御厨と安津野御厨問題で遠江守源基俊と郎従を訴えているが、このときには国司側が罪科に処されている（「中右記」元永元年正月十五日条、三月二十九日条）。係争中の元永元年三月十九日および四月三日の非常赦で伊勢が除外されている（表2）。

その後、大治五年（一一三〇）までの十二年間に十三回赦が出されているが、一度も伊勢は除外されていない（表2）。つまり伊勢太神宮が御厨問題で国司を訴えるという事態が発生していないのである。国衙と在地神人の間で「神人私領」「加納」をめぐる相論はつねに惹起していたであろうが、太神宮祭主は「永久三年宣旨」の枠組みを守り、神人たちの永

久三年宣旨の枠を越えた要求を抑えていたに違いない。

大治四年十一月ごろ、太神宮祭主が駿河国司を訴えた。祭主が、駿河国片上御厨から上納されるはずの供祭物を国使と官使に略奪され、数百人の武士に神人が暴行されたと主張したのに対し、新任国司藤原忠能は初任検注にあたって新立御厨だから官使とともに停廃しようとしたところ、神人たちが官使らに暴行を加えたのだと弁明している。十二月二日、陣定が開催されたが、宗忠の「先件御厨被<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>官之処也、御厨或停廃、被<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>宣旨被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>也、予申云、先日頭弁依<sub>レ</sub>仰問<sub>二</sub>下<sub>レ</sub>官<sub>一</sub>之処、申云、可<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>之由、已被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>也、於<sub>レ</sub>今者可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御厨<sub>一</sub>敷」という記述は注目に値する（「中右記」同日条）。前半部分の大意は次のとおりである。論所である片上御厨についてあらかじめ「官」に勘申させた。なぜなら御厨のうち「停廃」か「立」かについては「宣旨」が下されているからである。ここで「官」とは大史小槻氏が別当として管掌する「官底」（官文殿）である。官文殿に御厨の存廃を確定した「宣旨」（案）が保管されていたから、陣定に先立って勘申させているのである。御厨の存廃を確定した「宣旨」とは、永久三年宣旨にほかならない。後半部分の宗忠の発言の大意は次のとおり。先日頭弁が鳥羽院の命によって私に（片上御厨について）問い合せにきたので、私は、「立つべし」とすでに「宣旨」が下されているから「御厨」と認定すべきだろう、と答えた。ここで「立つべし」という宣旨はもちろん永久三年宣旨であり、鳥羽院が宗忠に諮問しているのは、かつ

て宗忠が天永記録所上卿であったからである。このことも、天永記録所が伊勢太神宮領整理令の執行機関であったことを裏付けている。宗忠自身、永久三年宣旨案を自邸に保管していたのであろう。

ここで注目したいのは、永久三年宣旨への登載の有無が国司と太神宮領御厨との相論の裁定根拠とされていることである。こうして永久三年宣旨に搭載された御厨は「往古神領」として無条件に領有権が保護されることになり、ここに中世伊勢太神宮領の基礎が築かれることになる。一方、永久三年宣旨によって太神宮領には一定の枠がはめられ、以後、無秩序な神宮領拡大を抑制することになったのである。<sup>7)</sup>

註1) (付記1) でふれた研究会での坂本賞三氏の御指摘による。

(2) 近衛家本知信記天承二年卷裏文書永久四年十月七日二所太神宮重申状(「平安遺文」一八六〇号)

(3) 「朝野群載」(巻二六) 元永二年十二月日尾張国司解・「公卿補任」(長承二年の項) から、永久二年十二月十六日に補任されたことがわかる。なお宮崎康充編「国司補任」(続群書類従完成会 一九九一年五月) 参照。

(4) 「中右記」元永二年十二月十五日条、「公卿補任」(長承二年の項)。宮崎康充編「国司補任」(前掲) 参照。

(5) 市田弘昭「王朝国家期の地方支配と荘園整理令」(前掲) 参照。藤原忠能の補任は、大治四年二月十七日(「中右記」(長秋記))。宮崎康充編「国司補任」(前掲) 参照。

(6) 国司は初任検注の整理基準である「寛徳」以後にもとづいて停止したのであり、それなりの根拠がある(研究会での今正秀氏の御指摘による)。しかし、太政官に提訴されたら、太神宮領だけに適用されるあらたな整理基準である永久三年宣旨が裁定根拠とされるのである。こうして「寛徳」以後という基準はしだいに骨抜きにされていく。

(7) 伊勢太神宮領整理令が中世伊勢太神宮領の形成にいかなる作用を与えたかは、従来の太神宮領研究の成果に学びながら、さらに検討していかなければならない問題である。

## むすび

本稿では、天永の記録所と伊勢太神宮領整理令の関係について検討を加えてきた。その結果、次の諸点を明らかにすることができた。

(一) 天永記録所は、白河院の意思によって設置され、上卿―藏人弁―寄人の人選も白河院の意向によった。四次にわたる記録所の共通の特徴は、第一に実務官人・法曹官人からなる寄人の評定によって集中審理し、統一見解を作成すること、第二に、上卿―弁―史という太政官政務処理スタッフを含み、かつ弁が藏人であることによって、案件の受理・整理から、天皇(院)への奏聞、寄人評定の指示、裁定官符の作成・発給までの一貫処理を行うこと、である。天永記録所の開設期間は天永二年九月から永久二年十一月以降三年四月以前まで

のおよそ三年ないし三年半の間であった。

(二) 天永記録所は、通説の説くような国司・権門間の訴訟審理を主要な目的としたのではなく、伊勢太神宮領御厨の存廃についての集中審理を伴う太神宮領整理令の作業チームとして設置された。伊勢太神宮領整理令は、康和三年八月宣旨にもとづいて嘉承三年七月と天永二年十二月の二次にわたって太神宮から提出された太神宮領注進状の集中審理を経て、永久三年六月宣旨で太神宮領を確定することで完了した。天永記録所の開設期間は、注進状の集中審理期間に対応し、集中審理作業が最終的に完了した段階で解散した。

(三) 十一世紀中葉以後、伊勢太神宮領においても新任国司が「宣旨」を背景に、神民らの開発・寄進の所産である「御厨」「出作公田」を「起請以後新立荘園」と認定して停止したが、それに対して神民は太神宮の「威勢」を背景に、官物対峙・訴訟闘争を展開していった。太神宮領問題の特徴は、太神宮の訴えに繋る者は赦に会えないという特権を太神宮が獲得したことである。国司は赦に会えないリスクを抱えることになり、太神宮領のとめどもない拡大の危機に直面するにいたった。白河院とそのブレイクはその危険性を察知し、太神宮領整理令を立案し、太神宮領を規制の枠内で保証するとともに無制限の拡大を抑制しようとした。

(四) 永久三年宣旨で太神宮領が確定すると、太神宮はそれがある程度満足をもって受容した。永久三年宣旨への登載の有無が国司と太神宮との相論の裁定根拠とされており、永久

三年宣旨に登載された御厨は「往古神領」として無条件に領有権が保護されることになり、ここに中世伊勢太神宮領の基礎が築かれることになる。一方、永久三年宣旨によって太神宮領には一定の枠がはめられ、以後、無秩序な太神宮領拡大を抑制することになった。

最後に、四次にわたる記録所のそれぞれの固有の政策課題についてまとめておこう。延久記録所は、長久造内裏役賦課を契機に表面化した荘公矛盾・出作加納・龍作公田問題の激化に対応し、一国平均役賦課基準としての荘公区分の明確化を課題として設置された。天永記録所は、神威と赦適用除外特権を背景とする伊勢太神宮領の無制限の拡大の阻止と引き換えに「往古神領」を保障することを課題に設置された。保元記録所は、有力神社権門の荘園拡大運動とその手段たる神社強訴による国家権力分裂の危機に対応するため、神社仏寺用途と神社領を均衡させることで神事仏事興行を保障しつつ神社領の制限なき拡大を阻止することを課題に設置された。文治記録所は、(朝廷側の意図としては)治承寿永の乱の過程で転倒した諸司使補保、難済がつづく諸司納物を回復し朝廷儀式に最低限必要な用途を確保することを課題に設置された。四次にわたる記録所は後期王朝国家のそれぞれの段階で緊急課題として提起された荘園公領政策を遂行する作業チームだったのである。

註1) 今正秀氏は、前稿「院政期国家論の再構築にむけて」(前掲)をふまえ、保元荘園整理令を後醍醐王朝国家の荘園整理政策の展開のなかに位置づける論文を準備している。

(2) 勝山清次「便補保の成立について」(「史林」五九巻六号一九七六年一月)、星野公克「太政官厨家料国と便補保」(「史学研究」一八二号一九八九年二月)が明らかにした、建久年間における諸司便補保の確立は、かかる公事用途確保を目的とする荘園公領政策の成果でもあったと理解したい。

(一九九二年一月三十一日成稿)

(付記1) 小論は、一九九〇年九月一日の古代史読書会で取り上げた五味文彦氏「前期院政と荘園整理の時代」(レポーター鳥谷智文君)をめぐる議論のなかで発言した内容をもとに構想したものである。読書会の数日後、今正秀君から、私の発言内容の核心部分は石井論文に書いてあった、と知らされたときはいささかがっかりした。ちょうど坂本賞三先生が退官された年にあたり、顔ぶれは、今(O、D一年)・鳥谷(M一年)・菅真城・松本久美子・上村俊洋(四年)の諸君と私のわずか六人(ときおり佐竹昭氏も参加してくれた)。菅・松本・上村の三君は卒論をかかえており、年度後半は今・鳥谷の両君が交替でレポーターを担当し、ときどき私に加わる厳しい運営であったが、メンバーの呼吸がびったり合った楽しい読書会であった。とともに、坂本先生の存在がいかに大きかったか身にしてみた。御退官の記念にはあまりに遅ればせながら、とりあえず小論を坂本先生に献呈したいと思う。

なお投稿後の一九九三年一月二十九日の広島古代史研究会月例会で発表したい、坂本先生、佐竹・今両氏から貴重な御教示をいただ

いた。その一部は初校段階で註のなかに取り入れさせていただいた。(付記2) 本誌を一九九号までにもかくにも刊行できたことを、委員として苦楽を共にした諸兄とともに祝いたいと思う。院生時代を含めると通算十年間委員を務めた私としては、感慨もひとしおである。私事にわたるが、多少書道の心得のある亡父に頼み込んで、何度かシンポジウムと日本史部会の垂れ幕を書かせたことも、思い出深い。私自身、二回シンポジウム報告を担当し、小論を含めるなら五編の論文を執筆する機会を与えられた。私を育み鍛えてくれた「史学研究」に、心から感謝したい。

(付記3) 本稿は、平成三・四年度科学研究費補助金(一般C)にもとづく「平安時代の「諸司所々別当」制についての研究」の成果の一部である。

(広島大学文学部)

# A Study on the *Ten'ei-Kirokusho* (天永記録所) —the Purpose of Founding *Kirokushos*—

by Tatsuhiko Shimomukai

In this paper, I explained the following problems, about *Ten'ei-Kirokusho*.

- (1) The general character of *Kirokusho* was to give the common opinion by means of *Yoriuds'* (寄人) discussion, and to manage matters from beginning to end.
- (2) The *Ten'ei Kirokusho* was a working group on *Ise-daijingū-ryō seirirei* (太神宮領整理令).
- (3) In the middle part of 11c, *Ise-daijingū* acquired the right to let those who was sued by *Ise-daijingū* not be able to be accord general amnesty. Consequently *Ise-daijingū-ryō* increased explosively. So the ex-Emperor *Shirakawa* (白河) issued *Ise-daijingū-ryō seirirei*, and he would guarantee *Ise-daijingū-ryō* within the limits of regulation and control unlimited increase.